

直方市公共工事からの暴力団排除に関する実施要領

1 目的

この要領は、直方市（企業局を含む。以下同じ。）が発注する公共工事からの暴力団排除に向けた取り組みとして、落札者情報の提供等を行い、発注者・受注者・警察による連携を強化し、暴力団等の不当・不法行為の防止及び排除対策に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

直方市が発注する予定価格が1億5千万円以上の建設工事又はその他市長が必要と認める工事を対象とする。ただし、月毎に行う発注情報の提供は、予定価格が130万円を超え、1億5千万円未満の建設工事も対象とする。

3 実施内容

(1) 直方市から直方警察署への落札情報等の提供

ア 落札決定後、速やかに落札者情報を提供する。

直方市（契約担当課）→直方警察署（刑事課）

イ 月毎の発注情報（入札調書）を提供する。

（工事名、入札日、契約予定金額、予定価格、最低制限価格又は低入札基準価格、予定工期、指名業者又は入札参加申請業者、受注者）

(2) 受注者に対する暴力団排除協力に関するチラシの配布

契約締結時に、受注者に対し別紙チラシ「公共工事からの暴力団等の排除協力要請について」を配布し、暴力団排除推進（発注者・受注者・警察による連携）の協力要請を行う。

直方市（契約担当課）→受注者

(3) 直方市から直方警察署への施工体系図の情報提供

受注者が作成する施工体系図を提供する。

直方市（契約担当課）→直方警察署（刑事課）

(4) 直方市と直方警察署との連携による現場指導

直方市と直方警察署は、必要に応じて情報交換を行い、暴力団排除等に関し、連携・協力して、現場での指導を行う。

直方市（工事監督課）・直方警察署（刑事課）→受注者

(5) 受注者等からの相談受付及び受注者等への指導及び助言

受注者等から相談があった場合には、適切な指導及び助言を行い、相談内容によっては、警察機関へ支援を求めるよう指導を行う。

直方市（契約担当課）→直方警察署（刑事課）

4 実施体制

実施体制は、次のとおりとする。

- (1) 「公共工事からの暴力団排除」に関する相談等の窓口業務及び庶務は、直方市の契約担当課が行うものとする。
- (2) 直方市は対象となった建設工事において、工事着手後速やかに警察機関及び受注者等に参加要請を行い、発注者・受注者・警察による連携を行うための会議を開催するものとする。また、会議等が必要であると判断した場合には、会議等を開催できるものとする。

5 補則

公共工事からの暴力団排除の実施にあたり、実施内容及び運用に変更の必要性が生じたときは、直方警察署に照会又は相談を行い、必要な措置をとるものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。